

山鹿市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度手続きの流れ（素案）

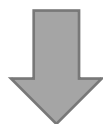
①宣誓日の予約	・ 宣誓希望日の7日前（祝休日・年末年始を除く）までに、電話またはメールで予約してください。 【予約先】 山鹿市役所 人権啓発課 ☎0968-43-1199 ✉jinken@city.yamaga.kumamoto.jp ※宣誓日時は、原則、月曜日から金曜日まで（祝休日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時までとします。 ※必要書類など事前にご確認ください。 ※郵送等での宣誓はできません。
---------	---



②市役所での 宣誓	・ 予約した日時にお二人で人権啓発課（市役所 3 階）にお越しください。 ・ ファミリーシップ宣誓の対象者が 15 歳以上の未成年の場合、当該お子様も一緒にお越しください。 ・ 職員の面前で宣誓書にご記入いただき、必要書類（B）をご提出いただきます。 ※個室にご案内します。
--------------	--



③内容確認	・ 提出書類に不備がないか、宣誓の対象となる要件（A）を備えているか確認します。 ※本人確認書類（C）をご提示いただきます。
-------	---



④宣誓書受領書 の交付	・ 宣誓書や必要書類などに不備がなければ、宣誓書受領書（A4サイズ）、受領カード（カードサイズ）を、原則、即日交付します。
----------------	---

A. 宣誓の対象となる要件

次のいずれにも該当する者であること

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 4 条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいなく、及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) パートナーシップにある者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方または双方の未成年の子と生計が同一であること。

B. 必要書類

次に掲げる書類すべて

- (1) 住民票の写し（宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限る）。ただし、市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類（宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前 3 か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

C. 本人確認書類

宣誓書を提出した者及び宣誓書に署名した 15 歳以上の未成年の子が本人であることを確認するために、次のいずれかに掲げる書類

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類